

令和8年4月1日
江戸川区立西葛西中学校

江戸川区立西葛西中学校 いじめ防止等のための基本方針

1 基本方針

いじめは、人権侵害であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。本校は、いじめを受けた生徒の生命と心身を保護することを最優先に考え、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携により解決を図る。

2 組織（いじめ防止対策推進法第22条に基づく）

未然防止・早期発見・早期対応を組織的に行うため、以下の組織を設置・運営する。

組織名	構成員
① 学年会	学年主任、学級担任、副担任
② いじめ対策委員会（校内）	校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
③ 学校サポートチーム	いじめ対策委員会委員、保護司、児童相談所職員、福祉関係部署職員、警察、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、保護者代表等

3 いじめ防止等のための対応

（1）基本的な考え方

- ・「いじめはどの子供にも起こり得る」という認識に立ち、全生徒をきめ細やかに見守る。
- ・教職員個人の対応力の差を自覚し、「一人で抱え込まず、組織（チーム）で対応」を徹底する。
- ・学校で救いきれないケースを想定し、外部相談機関を生徒・保護者に定期的に周知する。

（2）未然防止の取り組み

- ・教職員の資質向上：組織的対応の研修（年3回）、実態把握の促進、教職員自身の言動の適正化。
- ・生徒の人権意識の醸成：道徳・人権教育の充実、校長講話、いじめに関する授業（年3回）、外部講師による法教育・情報モラル教育。
- ・集団づくり：宿泊行事、運動会、文化祭、職場体験、校外学習等の行事を通じた社会性の育成と生徒会活動（自治）の充実。
- ・家庭・地域連携：道徳授業地区公開講座、学校評議員会の活用、保護者会・面談の実施。

(3) 早期発見の取り組み

- ・ 定期アンケート：年3回（6月・11月・2月）の「ふれあい月間」に合わせた全校調査と分析。
- ・ 多角的調査：QUアンケート（6月）による学級集団の状態把握。
- ・ 面談の充実：7月・12月の三者面談、スクールカウンセラーによる個別面談。
- ・ 相談体制：教育相談室の運営、「いじめ相談ホットライン」や「相談レター」の配布・周知。

(4) 早期対応の取り組み

- ・ 基本姿勢：いじめの定義に固執せず、目の前のトラブルに寄り添い解決を図る。
- ・ 迅速な連携：管理職への即時報告、被害生徒の徹底支援、加害生徒への粘り強い指導。
- ・ 外部連携：ケースに応じて警察、児童家庭支援センター等の専門機関と連携。

4 重大事態への対応

重大事態（生命・身体・財産に重大な被害が生じた疑い等）が発生した際は、「いじめ防止対策推進法」および『『いじめ』の問題に関する江戸川区教育委員会の基本方針』に基づき、以下の通り対応する。

- (1) 事実関係を直ちに教育委員会へ報告する。
- (2) 被害生徒および保護者に対し、誠実かつ適切に情報を共有する。
- (3) 教育委員会の指導の下、「学校サポートチーム」による調査を実施、報告する。

5 研修・周知

- ・ 職員会議等での本方針周知徹底と、年間計画に位置づけた校内研修の実施。
- ・ 情報モラル（個人情報取り扱い等）に関する教育の推進と、家庭への協力要請。

6 検証と改善

毎年度、いじめの発生状況や対応の妥当性について「学校評価」において検証し、次年度の計画に反映させる。